

エルピスホーム

エルピスホーム（グループホーム） 入居契約書

_____様（以下「入居者」という。）と社会福祉法人篤心会（以下「事業者」という。）は、事業者が入居者に対して行うエルピスホームについて、次のとおりに契約する。

第1条（契約の目的）

事業者は、認知症対応型共同生活介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項に従って認知症対応型共同生活介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、入居者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うこととする。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から入居者の要介護認定の有効期限満了日までとする。
- 2 契約満了日の10日前までに、入居者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、入居者が要介護認定の更新で要介護1～要介護5と認定された場合、契約は更新されるものとする。

第3条（身元引受人）

- 1 入居者は、あらかじめ他の親族の合意を得た上で本契約に身元引受人1名を定めるものとする。事業者は、身元引受人を親族代表者として扱うこととする。
- 2 入居者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合、あるいは身元引受人が成年後見開始、補佐開始または補助開始審判を受けた場合には新たに身元引受人を定めるものとする。
- 3 身元引受人は、第4条の連帯保証人を立てられない場合において、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の責務につき、入居者と連帯して責任を負うものとする。また併せて、第4条第3項を適用するものとする。
- 4 事業者は、身元引受人を親族代表として扱い、入居者に関することについて相談・説明をするものとする。事業者は身元引受人が了承したものについては、他の親族の総意を得たものとして扱う。
- 5 事業者は、身元引受人と他の親族の意見が異なり、そのため事業者の業務遂行に支障が生ずるおそれがある時は、身元引受人の意見を尊重するものとする。

6 身元引受人は、前項の責任のほか次の各号の責任を負う。

- (1) 利用者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力すること。
- (2) 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
- (3) 入居者が死亡した場合の遺体および遺留金品の処理その他の必要な措置。
- (4) 身元引受人は入居者に係る緊急時の連絡先となる。

第4条（連帯保証人）

- 1 事業者は、入居者に対し連帯保証人を求めることとする。ただし、社会通念上入居者に連帯保証人を立てることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではない。
- 2 連帯保証人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、身元引受人と共に責任を負う。
- 3 連帯保証人の負担は、極度額63万円を限度とする。

第5条（利用基準）

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームの利用ができる。

- ① 要介護1以上の被認定者であり、かつ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れがないこと。
- ④ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、契約書に記載する事業者の運営方針に賛同できること。

第6条（ケアプランの作成）

- 1 事業者は、入居者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、入居者および身元引受人と介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを、速やかに作成する。
- 2 事業者は、ケアプラン作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じてケアプランの変更をする。
- 3 入居者および身元引受人は、事業者に対し、いつでもケアプランの内容を変更するよう申し出ることができる。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がない場合および入居者または身元引受人の不利益となる場合を除き、入居者の希望に沿うようにケアプランの変更を行う。
- 4 事業者は、ケアプランを作成し、また同ケアプランを変更した場合は、そのケアプランを入居者および身元引受人に對し、内容を説明する。

第7条（サービスの内容及びその提供）

- 1 事業者は、入居者に対して、前条により作成されるケアプランに基づき次の各号の各種サービスを提供する。
 - ① 介護保険給付対象サービスとして、下記のサービス等を提供する。

ただし、これらのサービスは、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供する。

 - ア. 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
 - イ. 日常生活上の世話
 - ウ. 日常生活の中での機能訓練
 - エ. 相談、援助
 - ② 介護保険給付の対象外となる有料の各種サービスとして、【別紙（重要事項）】のとおり提供する。
- 2 事業者は、入居者に対し、利用開始後のケアプランが作成されるまでの間、入居者がその状態を有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供する。

第8条（利用料等の支払い）

- 1 入居者または身元引受人は、事業者に対し、ケアプランに基づき事業者が提供する介護保険給付サービスならびに介護保険給付外サービスについて、【別紙（重要事項）】のとおりの利用料等を支払う。
- 2 事業者は、入居者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、入居者がサービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、入居者に代わって保険者より支払いを受ける（以下「法定代理受領サービス」という）。
- 3 事業者は、入居者または身元引受人に対し、毎月15日に、前月の利用料等および居室の提供料（家賃）の請求書を送付する。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付する。
- 4 入居者または身元引受人は、事業者に対し、前項の利用料等を当月25日までに、事業者の指定する方法により支払う。
- 5 事業者は、入居者または身元引受人から利用料等の支払いを受けたときは、入居者または身元引受人に対し、領収証を発行する。

第9条（法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付）

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、入居者または身元引受人から利用料の支払いを受けたときは、入居者が償還払いを受けることができるよう、入居者または身元引受人に対してサービス提供証明書を交付する。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載する。

第10条（料金の変更）

- 事業者は、入居者または身元引受人に対して、1ヶ月前までに【別紙（重要事項）】で通知することにより利用料および食費等の単価の変更を申し入れることができる。ただし、介護保険改正による場合はやむを得ず1ヶ月に満たない場合もある。
- 入居者および身元引受人および連帯保証人は、料金の変更を承諾する場合、事業所の作成した【別紙（重要事項）】を差し替え、保管することとする。
- 入居者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができる。

第11条（入居者および身元引受人の権利）

入居者および身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の権利を有する。

これらの権利を行使することによって、入居者はいかなる不利益を受けることはない。

- 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持すること。
- 生活やサービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重されること。
- 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活できること。
- 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、適切な介護を継続的に受けること。
- 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受けられること。
- 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報が守られること。
- 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行えること。
- 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けないこと。
- 生活やサービスにおいて、いかなる差別も受けないこと。
- 生活やサービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受けること。

第12条（入居者および身元引受人の義務）

利用者および身元引受人は、グループホームのサービスに関して以下の義務を負う。

- 入居者の能力や健康状態についての情報を正しく事業者に提供すること。
- 他の利用者やその訪問者及び事業者の職員の権利を不当に侵害しないこと。
- 特段の事情がない限り、入居者の取り決めやルール及び事業者またはその協力医師の指示に従うこと。ただし、利用者または身元引受人が、介護や医療に関する事業者またはその協力医師の指示に従うことを拒否する旨を明示した書面を事業者に提示し、それによって起こるすべてについて入居者および身元引受人が責任を負うことを明らかにした場合はその限りではない。
- 事業者が提供する各種サービスに異議がある場合に、速やかに事業者に知らせること。
- 市町村並びに介護保険法その他省令に基づく事業者への立ち入り調査について入居者およ

び身元引受人は協力すること。

第13条（事業者およびサービス従事者の義務）

- 1 事業者サービスおよび従事者は、サービスの提供にあたって、入居者の生命、身体の安全に配慮するものとする。
- 2 事業者は、入居者の体調・健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護師と連携し、入居者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとする。
- 3 事業者およびサービス従事者は、入居者本人または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者本人の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 4 事業者は、入居者に対する介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、入居者もしくは身元引受人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとする。

第14条（造作・模様替え等の制限）

- 1 居室に造作・模様替えするときは、入居者または身元引受人は、事業者に対して予め書面によりその内容を届け出て、事業者の承認を得なければならない。また、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の原状回復費用は入居者および身元引受人の負担とする。
- 2 入居者および身元引受人は、事業者の承諾なく居室の錠を取り替えたり、付け加えたりすることはできない。
- 3 入居者および身元引受人は、居室以外のグループホーム内の造作・模様替え等をしてはならない。

第15条（契約の開始）

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始する。

第16条（契約の終了）

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了する。

- ① 要介護の認定更新において、利用者が自立もしくは要支援と認定された場合。
- ② 入居者または身元引受人が第17条に基づき本契約の解除を通告し予告期間が満了した場合。
- ③ 事業者が第18条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した日。
- ④ 入居者が病気の治療等その他のため長期にグループホームを離れることが決まり、かつその移転先の受け入れが可能になったとき。ただし、入居者が長期にグループホームを離れる場合でも、入居者または身元引受人と事業者の協議のうえ、居室確保等に合意したときは本契約を継続することができる。
- ⑤ 入居者が他の介護保険施設等への入居が決まり、その施設側で受け入れが可能となったとき。

- ⑥ 入居者が死亡した場合。

第 17 条(利用者の契約解除)

入居者および身元引受人は、事業者に対し、次の各号に該当する場合においては、7日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができる。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- ② 事業者が守秘義務に反した場合。
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ④ 事業者が破産した場合。

第 18 条(事業者の契約解除)

事業者は、入居者および身元引受人に対し、次の各号に該当する場合においては、適切な予告期間において、この契約を解除することができる。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の場合を除き入居者および身元引受人に十分な弁明の機会を設けるものとする。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を3ヶ月分滞納した場合。
- ② 伝染性疾患により他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ入居者の退居の必要がある場合。
- ③ 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと事業者が判断した場合。
- ④ 入居者または身元引受人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがない場合。
- ⑤ 入居者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他の関係者が、故意に介護保険法その他諸法令に抵触するもしくは著しく常識を逸脱する行為をなし、またはそのような行為を事業所に求め、事業所の再三の申し入れにも係わらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難な場合。
- ⑥ 入居者または身元引受人および連帯保証人ないし家族、その他関係者が、故意もしくは重大な過失により事業者もしくはサービス提供者の説明・身体・財産・信用等の侵害・毀損、または著しい背信行為もしくは度重なる罵倒・暴言・脅迫等により信頼関係を破壊し、本契約を継続することが著しく困難な場合。

第 19 条(退居時の援助および費用負担)

契約の解除あるいは終了により入居者がグループホームを退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、入居者および身元引受人に対して、円滑な退居のために必要な援助を行う。なお、入居者の退居までに入居者の生活に要した費用等の実費は、入居者および身元引受人の負担とする。

第 20 条(事故発生時の対応および損害責任)

- 1 事業者は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入居者の家族等、(重大事故の場合には市町村、福島県)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償する。
- 3 入居者は、入居者の故意または重大な過失により、居室または備品等について通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、身元引受人ならびに連帯保証人はその費用を負担する。
- 4 入居者の所有物品を紛失したと認定した場合には、原則同等類似品をもってその損害を賠償する。

第 21 条 (緊急時の対応)

- 1 事業者は、主治医に連絡をとり、入居者が専門的な医療機関での受診が必要と認めた場合、または思いがけない事態(内科的急変、転倒等による骨折・受傷)を生じた場合は、協力医療機関に受診する。
- 2 前項の状況になったとき事業者は入居者に説明し、かつ身元引受人または緊急時連絡先に対し早急に連絡する。連絡がつかなかった場合は事後に至ることもある。
- 3 前2項にかかわらず、心身が急変し、緊急の処置が必要と判断した場合、人命優先で直ちに協力医療機関に搬送し、その後身元引受人に連絡する。

第 22 条 (事業所利用に伴うリスクの説明)

高齢者は、加齢に伴い転倒や骨折等の事故発生時のリスクが高まると共に、発生の不可効力性も増大することについて、事業所は入居者及びその家族に対して十分に説明を行うものとする。

第 23 条 (個人情報の保護)

- 1 事業者および事業所の職員は、サービスを提供する上で知り得た入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏さない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。
- 2 事業者は、事業所の職員が退職後も、就業中に業務上知り得た入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らすことのないように必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、入居者またはその家族から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、入居者またはその家族の個人情報を提供しない。

第 24 条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、入居者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意する。

第 25 条（相談・苦情対応）

事業者は、入居者または身元引受人ならびに連帯保証人ないし家族、その他関係者からの相談・苦情等に対応する窓口（別紙参照）を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

第 26 条（本契約に定めのない事項）

- 1 入居者および事業者ならびに身元引受人は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとする。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、入居者および事業者ならびに身元引受人が誠意を持って協議のうえ定める。

第 27 条（身体の拘束等）

事業者は、原則として入居者に対し身体拘束を行なわない。但し、事業所の「身体拘束廃止にする指針」に基づき、緊急時やむを得ない場合は、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行うことがある。

第 28 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催。
- 2 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 3 従業員への委員会結果の周知。
- 4 虐待の防止のための指針の整備。
- 5 年2回、研修の実施。

第 29 条（感染症の予防およびまん延の防止）

施設において感染症または食中毒が発生し、まん延しないように措置を講じる。

- (1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会の開催。
- (2) 従業員への委員会結果の周知。
- (3) 感染症の予防およびまん延の防止のための指針の整備。
- (4) 研修・訓練(シミュレーション)の実施。

第30条（業務継続計画）

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図る為の業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い、以下の通りに必要な措置を講じるものとする。

- 1 業務継続計画の策定、および定期的な計画の見直し。
- 2 従業員への業務継続計画の周知。
- 3 研修・訓練（シミュレーション）の実施。

上記の契約を証するため、本書3通を作成し、身元引受人、事業者、連帯保証人が署名押印の上、1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

〈事業者名〉 社会福祉法人 篤心会
〈住所〉 須賀川市和田字沓掛48番1
〈代表者名〉 理事長 津田 達徳

(印)

利用者

〈住所〉
〈氏名〉

(印)

身元引受人

〈住所〉
〈氏名〉

(印)

連帯保証人

〈住所〉
〈氏名〉

(印)

【本契約書第8条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏名	(続柄)
住所	
電話番号	
お支払い方法	口座引き落とし • 銀行振込 • 窓口支払い

別紙（重要事項）

令和 7 年 3 月 1 日現在

◎ 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話 0248-76-6661

担当 介護リーダー Aユニット 石岡 祐浩

Bユニット 根本 望美

ご不明な点は、お気軽に尋ね下さい。

◎ 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 篤心会
法人所在地	須賀川市和田字沓掛 48 番 1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 津田 達徳
電話番号	0248-94-8100

◎ ご利用施設

施設の名称	エルピスホーム
施設の所在地	須賀川市和田字沓掛 48 番 1
管理者名	管野 健
電話番号	0248-76-6661
FAX番号	0248-76-6655

◎ 事業の目的と運営の方針

事業の目的	認知症により自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の援助を行うことにより、尊厳ある生活を営むことができるよう適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。
施設運営の方針	入居者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえながら一人一人にあった援助を行う。

◎ 施設の概要

(1) 利用定員 Aユニット9名 Bユニット9名 合計18名

(2) 敷地・建物

敷 地		3, 349.85 m ²
建物	構造	鉄 骨 造
	延べ床面積	662.24 m ²

(3) 居室

部屋の種類	室 数	面 積
Aユニット 1人部屋	9室	18.0 m ²
Bユニット 1人部屋	9室	18.0 m ²

(4) 主な設備

施設の種類	室 数	面 積
Aユニット	食堂・談話室	1室 55.4 m ²
	居 間	1室 14.7 m ²
	一般浴室	1室 9.0 m ²
Bユニット	食堂・談話室	1室 55.4 m ²
	居 間	1室 14.7 m ²
	一般浴室	1室 9.0 m ²

◎ 職員体制(主たる職員)

従業員の種類	定数	業務内容	保有資格
管理者 (兼務)	A・Bユニット共通 (1名)	業務の統括	管理者
看護師 (兼務)	A・Bユニット共通 (1名)	健康管理	看護師
計画作成 担当者 (兼務)	Aユニット (1名) Bユニット (1名)	介護計画の 作成	介護支援専門員 介護福祉士
介護職員	Aユニット (6名以上) Bユニット (6名以上)	入浴、排泄、 食事等の介助	介護福祉士 ヘルパー

※ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉の資格を有さないものについては、採用後1年以内での認知症介護基礎研修の受講を必須要件とします。

◎ 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 <p>(食事時間) 朝食 7:45 ~ 昼食 11:45 ~ 夕食 17:45 ~</p>
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して週2回以上の入浴または清拭を行います。
離床、着替え 整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように援助します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の健康状態に留意するとともに、協力医療機関の受診の援助を行います。 ・また、緊急時必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設は、入居者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 <p>(相談窓口) Aユニット 石岡 祐浩 Bユニット 根本 望美</p>
社会生活上 の便宜	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。

◎ 利用料金

(1) 施設利用料（介護保険適用費目）

1日あたりの自己負担分	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	788円	1,576円	2,364円
要介護3	812円	1,624円	2,436円
要介護4	828円	1,656円	2,484円
要介護5	845円	1,690円	2,535円

- ① 初期加算料 一日あたり(1割負担 30円、2割負担 60円、3割負担 90円)
 (入居した日から 30 日間及び 30 日を超える入院後再入居後の 30 日間)
- ② 医療連携体制加算 一日あたり(1割負担 37円、2割負担 74円、3割負担 111円)
- ③ サービス提供体制加算 一日あたり(1割負担 22円、2割負担 44円、3割負担 66円)
- ④ 介護職員等処遇改善加算 一日あたり所定単位数に 18.6% を乗じた金額
- ⑤ 科学的介護推進体制加算

一月あたり(1割負担 40円、2割負担 80円、3割負担 120円)

(2) その他の料金（介護保険適用外費目）

① 家 貸	一日あたり	1,300円
② 食 費	朝 食	510円
	昼 食	560円
	おやつ	100円
	夕 食	510円
③ 水道光熱費	一日あたり	400円
④ 預かり金管理費	一月あたり	1,500円
⑤ 電気機器使用料	一月あたり	
	テレビ24型未満	100円
	テレビ24型以上	200円
	冷蔵庫	500円
	電気毛布	100円
	照明器具	100円
	加湿器 気化式（電気代）	200円
	加湿器 （レンタル代）	300円
⑦ 理美容代	実 費	

（3）高額介護サービス費の上限額（世帯合計）について

- ・現役並所得者に相当する人がいる世帯および市区町村民税を課税されている世帯で月額 44,400 円、市区町村民税を課税されていない世帯で月額 24,600 円、（個人の合計所得金額および課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人・老齢福祉年金の受給者は 15,000 円）、生活保護の受給者で月額 15,000 円となります。

◎ 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を厳守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得て下さい。
外泊・外出	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出て下さい。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。 これに反したご利用により損害等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の利用者に迷惑になる行為はご遠慮願います。
宗教活動 政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

◎ 非常災害の対応

- ・自動火災報知機等の設備があり、また、定期的に避難訓練を行い適切に対応いたします。

◎ 相談、要望、苦情等の窓口

入居に関する相談、要望、苦情等は、サービス提供責任者が下記窓口までお申し出下さい。

受付電話番号	0248-76-6661
苦情解決責任者	管 理 者 管野 健
苦情受付担当者	介護リーダー Aユニット 石岡 祐浩 Bユニット 根本 望美
苦情受付第三者委員	青木 トキヨ (0248-76-4252)
苦情受付第三者委員	山崎 京子 (0248-76-3568)
行政の問い合わせ先	須賀川市役所長寿福祉課 (0248-88-8117)
	福島県運営適正化委員会 (024-523-2943)
	国保連介護福祉課苦情相談窓口 (024-528-0040)

◎ 虐待防止の窓口

虐待防止責任者	管 理 者	管野 健
虐待防止担当者	介護リーダー	Aユニット 石岡 祐浩
		Bユニット 根本 望美

◎ その他施設の運営に関する重要事項

(1) 償還払いの規定

・以下の各号に該当する場合は、入居者が介護保険サービスの費用の全額をいったん支払い、あとで市町村から給付分の払い戻しを受ける償還払いの規定が適用されます。

- ①認定申請前にやむを得ず介護サービスを受けとき
- ②介護サービス計画を作成せずに介護サービスを利用したとき
- ③保険料滞納により支払い方法が変更されたとき
- ④高額介護サービス費

◎ 協力医療機関

医療機関の名称	須賀川病院
院長名	津田達徳
所在地	須賀川市丸田町17
電話番号	0248-75-2211
診療科	内科、外科等13科目
入院設備	有
救急指定の有無	有
契約の概要	当施設と医療嘱託及び協力医療機関の委託契約

医療機関の名称	佐藤歯科医院
院長名	佐藤裕行
所在地	須賀川市諏訪町12
電話番号	0248-76-8143
契約の概要	当施設と協力医療機関の契約